気事業報酬	運転資本	営業資本		
		貯蔵品		
		小　　計		
	繰延償却資産			
	合　　計			
	報酬率（%）			
	電気事業報酬額			

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

第３表

追加事業報酬総括表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
連系設備特別報酬額 (1)		
還　元　額 (2)		
内部留保相当額控除額 (3)		
追加事業報酬額 (4)=(1)−(2)−(3)		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

（記載注意）

電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第４表

控除収益総括表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
遅収加算料金		
地帯間販売電源料		
地帯間販売送電料	（　）	
他社販売電源料		
託送収益	（　）	
事業者間精算収益		
電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）		
電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）		
電気事業雑収益		
預金利息		
使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分		
合　　計		

原価算定期間を、　　年　　月から　　年　　月までの　　年として算定した。

（記載注意）

１　地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量（10^6kWh）を、備考欄に記載すること。

２　地帯間販売送電料及び託送収益の（　）内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

注　１　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

２　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬、追加事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

３　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第２（第４条から第７条まで関係）

第１表

営業費明細表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	原価算定期間計	備　　考
役員給与			
給料手当			
給料手当振替額（貸方）			
退職給与金			
厚生費			
委託検針費			
委託集金費			
雑給			
燃料費			
廃棄物処理費			
消耗品費			
修繕費			
水利使用料			
補償費			
賃借料			
託送料			